

平成29年度 第6回 福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成29年11月6日（月）
午後2時00分～4時00分
- 2 場所 流山市役所第2庁舎3階301会議室
- 3 出席委員
鈴木（孝）会長 鎌田委員 鈴木（れ）委員 中委員 大野委員
永田委員 新屋敷委員 上平委員 米澤委員 栗飯原委員 小林委員
山名委員
- 4 欠席委員
石塚委員 大津委員 平原委員 奥野委員 小泉委員
- 5 市出席職員
宮島健康福祉部長 小西健康福祉部次長兼障害者支援課長
豊田社会福祉課長 菊池介護支援課長 横山高齢者生きがい推進課長
伊原健康増進課長

介護支援課
竹之内介護予防係係長

事務局（社会福祉課健康福祉政策室）
古林室長 高橋主任主事
- 6 傍聴者
1名
- 7 議題
 - ・第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画の追記について
 - ・第7期流山市高齢者支援計画の策定について
 - ・その他（連絡事項等）
- 8 議事録（概要）

(事務局：古林健康福祉政策室長)

本日はお忙しい中、平成29年度第6回流山市福祉施策審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、第6回福祉施策審議会を始めさせていただきます。時間は最長で2時間(16時まで)を予定していますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

(鈴木(孝)会長)

会議に入る前に、委員の皆様にご報告いたします。本日の出席委員は12名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定に基づきまして、会議は成立していることをご報告します。

なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。本日は1名の方から、本審議会を傍聴したい旨(取材のための録音)の申し出がありましたので、会議の傍聴についてご了承願います。それでは、傍聴者の入室をお願いします。

(事務局：古林健康福祉政策室長)

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に配布しました資料の確認をさせていただきます。

○ 第7期流山市高齢者支援計画の策定についての答申(案)

あわせて、

○ 会議次第

○ 第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画の追記について(P49からP50)

○ 第7期流山市高齢者支援計画(案)

○ 高齢者支援計画(案)に関する質疑・意見・修正箇所

を本日用意しました。

以上の資料を配布しておりますので、お持ちでない方は事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

(鈴木(孝)会長)

それでは、会議次第に基づきまして、議事を進めさせていただきます。事務局から、第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画の追記について、説明をお願いします。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)
事務局説明

(鈴木(孝)会長)

続きまして、「第7期高齢者支援計画の策定について」を事務局から説明をお願いします。

(事務局：高橋)
事務局説明

(鈴木(孝)会長)

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思えます。意見のある委員はお願いいたします。なお、この質疑をもって答申(案)としたいと思えますので、遠慮なく質問してください。

(上平委員)

P4 17番、介護支援専門員と介護相談員、介護保険制度モニターとは、簡単に言うとどのような事を行っているのでしょうか。

(事務局：菊池介護支援課長)

介護支援専門員は、ケアマネジャーのことです。介護サービスを使うには、まず計画を作らなくてはなりません。例えば、月水金はデイサービスを使う等の計画です。ケアマネジャーとは、介護サービスを使う為の計画を立てる介護支援専門員のことを言います。県の指定している事業所が運営できる仕組みになっています。

介護相談員、介護保険制度モニターは、流山市独自のものです。介護相談員は、流山市にある介護保険の施設、例えば、特別養護老人ホームやデイサービスなどへ、二人一組で利用者の状態を見に行きます。どのようなサービスを受けているか、その場の環境を実際に見に行きます。そこで、実際に利用している方に、「サービスは、どうですか」「部屋は、寒くないですか。暗くないですか」と様々なことを聞いて、サービスの提供状況を把握します。もし、サービスの提供状況があまり好ましくない場合は、施設にその旨を伝え、改善してもらうのが主な役割です。

介護保険制度モニターは、実際に自分が介護保険を使っている方、もしくは介護を利用している家族を抱えている方々の集まりです。実際に介護保険を使

ってみて良い点・悪い点等の意見を年3回集まって話し合っています。

(鈴木(孝)会長)

いかがでしょうか。

(上平委員)

「ケアマネ」という言葉をよく耳にしますが、介護支援専門員は、あまり聞いたことがありません。「ケアマネ」が一般的で同じ概念であれば、「ケアマネ」と記載したほうが、わかりやすいと思うのですが。

(事務局：菊池介護支援課長)

ケアマネジャーと介護支援専門員は、全く同じです。

(上平委員)

「(ケアマネ)」と表記するのは、いかがですか。そのほうが、誤解を招きにくいと思います。

介護相談員は、どこかの組織に属していて、中立的な立場で活動されているのでしょうか。

(事務局：菊池介護支援課長)

流山市の要綱がありまして、一般市民の方を公募して、中立的な立場で介護保険施設に行ってもらいます。

(上平委員)

わかりました。

(事務局：宮島健康福祉部長)

表記につきましては、他にも「地域包括支援センター」を「高齢者なんでも相談室」と言い換えたりしていますので、同じように括弧書きで並列するなどして、わかりやすいように工夫したいと思います。

(鈴木(孝)会長)

上平委員、よろしいでしょうか。その他、ございませんか。

(鎌田委員)

質問2の住所地特例制度についてです。H27年4月から法律が変わり、サ

ービス付き高齢者専用住宅でも住所地特例制度が実施されており、大変勉強になりました。

前回、菊池介護支援課長から説明があった定期巡回サービスも、H29年度から実施されると話がありまして、他にも数カ所増える様です。また、定期巡回サービスを実施しようとして計画している事業者は、サービス付き高齢者住宅等を運営している会社が多いとのことでした。定期巡回サービスは、以前は公募制だったのが、それをやめて、届出制になっています。市内にあるサービス付き高齢者専用住宅や住宅型有料老人ホームで定期巡回サービスを実施して、ここに入所している方々について、全て定期巡回のサービスを提供してしまうと介護保険の利用料が膨らみます。その辺りの対策をどのように考えているのでしょうか。

(事務局：菊池介護支援課長)

そのような心配が確かにありまして、指摘をしているところです。自らの施設でサービスの抱え込みをされては困ります。このサービスの主旨は、一般の在宅で生活されている方が要介護になっても、在宅で生活できるように支援することです。この趣旨をしっかりと理解していただいた上で、このサービスを提供してください、と念を押しています。

(鎌田委員)

わかりました。

(栗飯原委員)

No.4の健康手帳です。私は、健康手帳を持っていますが、あまり活用していません。検診時にサインを頂く程度です。No.19のハンドブックやガイドブックと一緒に利用できるようなならないのでしょうか。

(事務局：伊原健康増進課長)

健康手帳には、健（検）診の履歴をスタンプで押しています。本来は、検診のスタンプだけではなく、日頃の血圧の管理や食事、睡眠、運動、生活習慣の要素も少々入っていますが、多くの方々が検診の履歴を記録することに留まっているようです。健康手帳をより日頃の健康管理に利用してもらえないか、という意識は持っています。その点は、ガイドブックと繋がるのかと思います。

(事務局：宮島健康福祉部長)

市民の皆さんに健（検）診を受けてもらいたいとの事で、この趣旨を普及す

る・マーケティングの観点から、10年前から健康手帳を開始しました。それが工夫を加えずにいますので、利用者の市民の皆さんから見れば、何のためにやっているのかという疑問が出てきます。今後、健（検）診の受診率を上げるために、何をやったらよいのかという観点で工夫の余地があるのかと思います。柏市の高齢者ガイドブックでは、健（検）診に留まらず医療や介護まで含めて高齢者の施策を総合的に記載しているのではないかと思います。

今回、7期の計画の開始に向けては、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、元気で健康な高齢者がより多くなっていく必要があるので、ガイドブックの作成は、大きな役割を果たすのではないかと思います。何年度にこれを作れますとは確約できませんが、既存の健康手帳を含めて、各種の資料等について使いやすさを追求していきたいと思います。

（栗飯原委員）

こちらに例として記載されている柏市の高齢者向けのガイドブックは、参考になる内容なのでしょうか。

（事務局：宮島健康福祉部長）

色々な自治体が、色々なことに取り組んでいます。柏市版の広報が、入ってくる流山市内の地域もあります。広報を見てみると、「高齢者ガイドブック」を活用しているような記載が出てきます。それだけ活用されているとすれば、必ず参考になるものと思います。

（上平委員）

私自身は、健康手帳をもらったことがありません。受診した医療機関、治療方法等の個人情報管理を一元化している様な自治体は無いのでしょうか。実施するのは大変だと思うのですが、これまでの治療や調剤の記録が医師に理解してもらえるのは良いことです。健康手帳もよいのですが、そのような仕組みがあれば安心かつ便利だと思います。

（事務局：伊原健康増進課長）

健康手帳は、現在は紙版で、電子媒体にするとしても、どちらにしても一元化されることは理想です。それに取り掛かっている自治体もあると聞いています。しかし課題も多く、一市では難しいため、現時点で、流山市では運用に至っていません。現状では、紙版で一元管理できるよう、ご本人様にお伝えしているのが現状です。個人個人の情報の一元管理は、今後に向けた大きな課題と考えています。

例として、一人の要介護者にまつわる様々な情報を、セキュリティが担保され・関係者のみのクローズなシステム環境の中で、医療と介護が連携することが必要と考え、介護の分野ではすでに導入を始めています。現在、どのように運用していくべきかを検討しているところです。

(鈴木(孝)会長)

今後の大きな課題です。ぜひ検討していただければと思います。
ほかに意見はありますか。

(栗飯原委員)

全般としての意見です。今月、地域で支え合いをしている方々の間で懇談会を行います。どのような悩みがあって、どのようにサポートしたらよいか、話し合います。その中で出てくる貴重な意見をどのように、市へ繋いだらよいのでしょうか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

地域での支え合いが、キーワードになっているかと思います。市では、H27年4月1日から、「流山市地域支え合い活動推進条例」をもとに、自治会が中心的な存在となってもらい、地域での支え合い活動を推進しています。現在、180自治会中86自治会が自治会単位で活動しています。数字を一見すると少ないように感じられるかもしれませんが、世帯数の多い自治体は概ね取り組んで頂いています。世帯数の少ない自治体は、顔見知りなので、そのようなことはやるまでも無いようです。災害時に、万一があった場合に、名簿に登録されている後期高齢者の独居世帯、夫婦世帯、障害者、外国人等の方々を自治会みんなで守っていこうという、自助・共助の活動です。登録すると自治会の皆様にどんな活動ができるのかと問われます。色々な自治会が模索しながら活動している訳ですが、実際に行っている活動に結び付けていく自治体もあれば、万が一の時、防災の時だけ対応すればいいという発想の自治会もあります。

そうした活動の中での意見としては、江戸川台は東と西で大きな自治会ですが、自治会単位で、各々1年間を振り返って、活動が活性化しています。また東部地区では、いくつかの自治会が連合となって振り返りを行っている事例があります。社会福祉課政策室が窓口ですので、ご意見ご要望がありましたら聞かせてください。

(鈴木(孝)会長)

質問が無いようなので、以上で意見交換、質疑を終了します。よろしいでし

ようか。

それでは質疑が出尽くしました。次に答申に向けた案の確認・修正に移ります。答申案に対して、質疑や意見等ありますでしょうか。

(山名委員)

ひとつ目の答申文の3番目、「医療、介護、保健・福祉の専門的サービスの多職種が連携し体制の構築に努めてください。」の箇所です。行政も多職種に含まれるのであれば、「医療、介護、保健・福祉の専門的サービスの多職種『と』連携し体制の構築に努めてください。」になるかと思います。もし、行政が含まれないのであれば、そのままでも良いと思いますが、この部分が気になりました。

(鈴木(孝)会長)

行政としては、いかがでしょうか。

(事務局：菊池介護支援課長)

介護支援課が中心となって、医療と介護の連携拠点事業を行っています。その中で、「多職種」という文言をよく使います。その中では、行政も一緒に携わっていますので、『と』の方がいいかと思います。

(事務局：宮島健康福祉部長)

菊池介護支援課長が申し上げた通り、そのような観点ですので、市民の目から見てわかりやすい答弁の方がよろしいかと思います。

(鈴木(孝)会長)

それでは「医療、介護、保健・福祉の専門的サービスの多職種『と』連携し体制の構築に努めてください。」に修正します。

(上平委員)

ひとつ目の答申文の5番目の「高齢者の権利擁護の施策として、認知症への理解、成年後見制度の抽出・分析」とあります。抽出・分析で終わらせないで、その後どういった行動をとるのかを加えたほうがよいと思います。

(鈴木(孝)会長)

「高齢者の権利擁護の施策として、認知症への理解、成年後見制度の抽出・分析に基づき、その実施に努めてください」で、よろしいでしょうか。

それでは質問意見等を踏まえて、事務局において修正し、市への答申とした

と思います。事務局いかがでしょうか。

(事務局：古林健康福祉政策室長)

具体的に内容で記載されるとの事ですので、その様に修正したいと思います。もう一度、皆さままで確認いただけると助かります。

(鈴木(孝)会長)

3番目「最期まで住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、保健・福祉の専門的サービスの多職種『と』連携し体制の構築に努めてください。」

5番目「高齢者の権利擁護の施策として、認知症への理解、成年後見制度の課題の『抽出と分析を踏まえて、その実施に努めてください。』」

この記載として事務局において修正し、市への答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

<一同賛成>

(鈴木(孝)会長)

修正がありますので、10分間休憩します。

(事務局：宮島健康福祉部長)

本日、市長が答申を受ける予定でしたが、議会を間近に控えておりまして、時間が確保できません。代わりに、私がお預かりします。

(鈴木(孝)会長)

それでは、第7期流山市高齢者支援計画の答申とさせていただきます。

答申書読み上げ

<答申おわり>

(鈴木(孝)会長)

次に、その他ですが、事務局から何かございますか。

(事務局：古林健康福祉政策室長)

事務局よりご連絡がございます。11月23日をもちまして現在の審議会委員の皆様は任期満了となります。2年間審議会の運営にご尽力いただきありがとうございました。

(事務局：宮島健康福祉部長)

平成27年11月に委嘱をさせていただき、2年間、数多くの審議内容を答申・諮問させていただきました。昨年度は、地域福祉計画、今年度は、第5期流山市障害福祉計画、第1期流山市障害児福祉計画、第7期流山市高齢者支援計画。こちらの大きな計画をお忙しい中、お集まりいただき、貴重な意見、ご審議をいただき、結実することができました。今後は、この2つの計画につきましては、庁内の会議を経た上で、パブリックコメントを行います。答申にもございました通り、市民のみなさんの意見を反映させ、これらの計画が軌道に乗るように、結実させていきたいと考えています。編集できたものにつきましては、可能な限り現委員の皆様方にもご覧いただければと思います。今回退任される委員の皆様、本当にありがとうございました。また、次期も委嘱をお願いする皆様におきましては、今後の流山市の福祉の方針のために、ご理解、ご協力をお願いします。2年間ありがとうございました。

(事務局：古林健康福祉政策室長)

今回、退任される委員には、一言、挨拶をいただければと思います。よろしくをお願いします。

(鈴木(れ)委員) 退任の挨拶

(小林委員) 退任の挨拶

(山名委員) 退任の挨拶

(事務局：古林健康福祉政策室長)

ありがとうございました。今後の予定ですが、新しい審議会委員の皆様の委嘱式を第7回福祉施策審議会にて執り行います。開催日時と場所については、

平成29年11月24日 午後4時から 301会議室

を予定しております。

次期委員に選任されている方については、よろしくをお願いします。

事務局からは、以上です。

(鈴木(孝)会長)

他にないようでしたら、本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございました。

(事務局：古林健康福祉政策室長)

鈴木会長には、議事進行ありがとうございました。

以上をもちまして、平成29年度第6回流山市福祉施策審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。